

岐阜県学校保健会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は岐阜県学校保健会という。

(事務局)

第2条 本会は事務局を岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県教育委員会体育健康課内におく。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は県内の学校保健の普及向上を図り、もって幼児・児童・生徒及び職員の健康の保持増進、安全な環境の確保を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 学校保健の普及啓発
- (2) 学校保健推進に関する調査、研究
- (3) 学校保健に関する事業の企画と実施
- (4) 学校環境整備に対する協力、助言
- (5) 関係団体との連絡調整
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 組 織

第5条 本会は郡市学校保健会及び学校保健に関係ある団体で、理事会の承認を受けた団体をもって組織する。

第 4 章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常 務 理 事 1名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 3名

(会長・副会長の選出)

第7条 会長・副会長は理事のうちから、代議員会で選出する。

(常務理事・理事の選出)

第8条 常務理事は理事の互選により定める。

2. 理事は次に掲げる団体が推薦した者と、会長が委嘱した者をもってあて、代議員会の承認をうける。

- (1) 岐阜県医師会
- (2) 岐阜県歯科医師会

- (3) 岐阜県薬剤師会
- (4) 岐阜県小中学校長会
- (5) 岐阜県高等学校長協会
- (6) 岐阜県私立中学高等学校協会
- (7) 岐阜県PTA連合会
- (8) 岐阜県高等学校PTA連合会
- (9) 岐阜県小中学校教育研究会養護教諭研究部会
- (10) 岐阜県小中学校教育研究会栄養教諭・学校栄養職員研究部会
- (11) 岐阜県高等学校教育研究会保健部会（保健主事部会・養護教諭部会）
- (12) 岐阜県公立幼稚園・こども園教育研究会
- (13) 郡市学校保健会ブロック代表

（監事の選出）

第9条 監事は代議員会で選出する。

（役員の職務）

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3. 常務理事は会長の指示をうけて、会務を掌理する。
- 4. 理事は理事会を構成し、会務を処理する。
- 5. 監事は会計を監査する。

第 5 章 代議員及び代議員会

（代議員の選出）

第11条 代議員は次の組織団体の代表をもってあてる。

- (1) 郡市学校保健会
- (2) 高等学校
- (3) 幼稚園

2. 前項の組織団体からの代議員数は別に定める。

（代議員会の構成）

第12条 代議員は代議員会で構成する。

（代議員会の任務）

第13条 代議員会は本会の最高議決機関で、事業計画及び予算案並びに決算、その他重要事項を審議し、承認又は議決する。

第 6 章 委員会

第14条 本会の目的達成のため、各専門事項に関する調査研究並びに会務の円滑なる運営を図るため、必要に応じ委員会をおくことができる。

第 7 章 顧問及び参与

第 15 条 本会に顧問及び参与をおくことができる。顧問及び参与は、学識経験者及び本会運営に必要な者を会長が委嘱して、代議員会に報告する。

(顧問及び参与の任務)

第 16 条 顧問及び参与は会長の諮問に応じ、本会の運営に協力助言する。

第 8 章 事務局

(事務局の職員)

第 17 条 本会の事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1 名 (県教育委員会体育健康課学校保健係長を充てる)
- (2) 事務局次長 1 名 (県教育委員会体育健康課学校保健係員を充てる)
- (3) 書記 若干名 (内 2 名は、県教育委員会体育健康課学校保健係員及び学校給食係員を充てる)
- (4) 出納員 1 名 (県教育委員会体育健康課管理調整係員を充てる)

2. 前項の職員のうち、1 名は専任とし、会長が任免する。

(職務内容)

第 18 条 事務局長は、本会の運営に必要な事務をつかさどる。

2. 事務局次長は、事務局長を補佐する。
3. 書記は、事務局長の命を受け、庶務会計に従事する。
4. 出納員は、本会の現金その他の財産を管理する。

第 9 章 会 議

(代議員会)

第 19 条 代議員会は年 1 回以上招集し、議事の審議にあたる。なお、会長が必要と認めた時、又は代議員の 3 分の 1 以上の要求があった時は、臨時に代議員会を招集する。

2. 代議員会は代議員の半数以上の出席をもって成立する。

(理事会)

第 20 条 理事会は会長が招集し、理事の半数以上の出席をもって成立する。

(委員会)

第 21 条 委員会は会長の了承を得て必要に応じ委員長が招集する。

第 10 章 役員等の任期

第 22 条 役員及び代議員の任期は 2 年、委員会委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補充による任期は前任者の残任期間とする。
3. 任期終了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第 11 章 会 計

(経 費)

第 23 条 本会の経費は、第 5 条の組織団体の負担金、寄付金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

なお、特別の事情がある団体は、本会の負担金を免除することができる。

2. 会計処理は、岐阜県学校保健会会計規則による。

(特別会計)

第24条 本会に特別会計を置くことができる。

- (1) 特別会計は年度間運営調整の繰入金及び繰出金とする。
- (2) 積立金に属する現金は、金融機関へ預金として保管する。
- (3) 積立金は会長の承認を得て使用することができる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第12章 規約の改正

第26条 規約の改正は理事会で立案し、代議員会で決定する。

第13章 事務の専決

第27条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を常時専決することができる。ただし、重要、又は異例に属する事項については専決することができない。

- (1) 本会の負担金、寄付金、補助金及びその他の収入の徴収、収納に関すること。
- (2) 通常の会務執行に関すること。

第14章 補 則

(委 任)

第28条 本規程に必要な細則は理事会で定める。

付 則

本規約は昭和44年6月13日より実施する。

昭和52年3月28日特別会計の項を追加。

昭和56年3月25日一部改正

昭和61年3月19日一部改正

平成13年2月26日一部改正

平成13年6月 4日一部改正

平成17年6月 8日一部改正

平成18年6月 7日一部改正

平成26年6月 9日一部改正

平成27年2月20日一部改正

平成28年6月 8日一部改正

令和 3年6月 8日一部改正

別 則(第11条第2項による)

- 1. 郡市学校保健会は各1名、ただし、児童・生徒数15,000人以上の学校保健会は2名とする。
- 2. 高等学校は各ブロック1名とする。
- 3. 幼稚園又はこども園は1名とする。